

23201

愛知県

豊橋市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
豊橋市市税条例(H28.3)		減税	固定資産税	
(1)立地奨励金の交付事業者であって、東京 23 区から特定業務施設(本社機能に関する施設で愛知県知事の認定を受けた事務所・研究所・研修所)の移転であって、以下のいずれかに該当すること		(1)東京 23 区から		(1)東京 23 区から
①新たに業務拠点地区(豊橋リサーチパーク)または愛知県企業庁・豊橋市土地開発公社が開発した工業団地へ移転すること		①税率 0.7/100 (1/2 に減税)		①8年間
②業務拠点地区(豊橋リサーチパークの既存用地利用者に限る)、特定地域(工業地域・工業専用地域・工場適地)または地方活力向上地域(地域再生計画に記載された地域(業務拠点地区及び特定地域と重複する地域を除く。))へ移転すること		②税率 0.7/100 (1/2 に減税)		②6年間
(2)立地奨励金の交付事業者であって、東京 23 区以外から特定業務施設(本社機能に関する施設で愛知県知事の認定を受けた事務所・研究所・研修所)の移転または拡充であって、以下のいずれかに該当すること		(2)東京 23 区以外から		(2)東京 23 区以外から
①新たに業務拠点地区(豊橋リサーチパーク)または愛知県企業庁・豊橋市土地開発公社が開発した工業団地へ移転または拡充すること		①税率 0.933/100 (2/3 に減税)		①8年間
②業務拠点地区(豊橋リサーチパークの既存用地利用者に限る)、特定地域(工業地域・工業専用地域・工場適地)または地方活力向上地域(地域再生計画に記載された地域(業務拠点地区及び特定地域と重複する地域を除く。))へ移転または拡充すること		②減税率 0.933/100 (2/3 に減税)		②6年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
豊橋市企業立地促進条例	H7.4 H12.4 改正 H13.4 改正	1.以下のいずれかに該当すること ・産業業務施設(事務所・研究所)又は特定業務施設(本社機能に関する施設で愛知県知事の認定を受けた事務所・研究所・研修所)を業務拠点地区(豊橋リサーチパーク)へ立	

H14.4 改正 H15.6 改正 H15.12 改正 H18.9 改正 H19.4 改正 H20.4 改正 H22.6 改正 H24.6 改正 H27.3 改正 H28.3 改正 H28.6 改正 H30.3 改正 H30.9 改正 H31.3 改正 R7.4 改正	地すること	
	・工場等、倉庫等、研究開発施設又は特定業務施設(本社機能に関する施設で愛知県知事の認定を受けた事務所・研究所・研修所)を愛知県企業庁又は豊橋市土地開発公社が開発した工業団地へ立地すること(ただし、愛知県企業庁又は豊橋市土地開発公社から用地の取得・借受けをした場合に限る)	
	立地した施設が固定資産税の課税対象であつて、以下のいずれかに該当すること	立地奨励金
	(1)用地取得(既存の施設の取得を含む)の場合、土地・家屋・償却資産の投下固定資産額の合計が2億4,000万円(中堅・中小企業者は6,000万円。ただし、中堅・中小企業者が特定業務施設を立地した場合は3,000万円)以上	(1)(2) ①当該施設について納付された各年度の固定資産税、都市計画税相当額を5年度間(ただし、償却資産にかかるものは3年度間)(限度額なし)
	(2)用地の借受けの場合、家屋・償却資産の投下固定資産額の合計が1億2,000万円(中堅・中小企業者は3,000万円。ただし、中堅・中小企業者が特定業務施設を立地した場合は1,500万円)以上	②家屋、償却資産の投下固定資産額の10%又は20%(限度額3億円)
	(3)既存の事業所用地に増設した場合、家屋・償却資産の投下固定資産額の合計が1億2,000万円(中堅・中小企業者は3,000万円。ただし、中堅・中小企業者が特定業務施設を立地した場合は1,500万円)以上	③土地取得費の15%(限度額3億円)(ただし、研究開発施設の場合20%(限度額4億円))
	立地した施設が事業所税の課税対象であつて、以下のいずれかに該当すること	(3)当該施設について納付された各年度の固定資産税、都市計画税相当額を3年度間(限度額 単年度5,000万円)
	(1)用地取得(既存の施設の取得を含む)又は既存の事業所用地(業務拠点地区)に増設した場合	事業促進奨励金 (1)当該施設について納付された事業所税相当額(資産割、従業者割)を5年度間(限度額なし)
	(2)既存の事業所用地(工業団地)に増設した場合	(2)当該施設について納付された事業所税相当額(資産割)を3年度間(限度額なし)
	立地奨励金の交付対象者であつて、操業に伴い新規雇用常用従業員及び転入常用従業員を5人(中堅・中小企業者以外にあつては20人)以上雇用していること	雇用促進奨励金 (1)新規雇用常用従業員及び転入常用従業員×40万円(限度額4,000万円) (2)転入児童数×10万円(限度額2,000万円)
	立地奨励金の交付対象者であつて、立地に伴い以下の施設を設置すること	環境推進奨励金
	(1)太陽光発電施設(30kw以上)を設置した場合	(1)設置経費の1/3(1kwあたり100万円)

		合 (2)雨水活用施設(貯水能力 100t以上)を設置した場合 (3)緑地(敷地面積の 10%以上の緑地)を整備した場合(ただし、工場立地法の義務付けがある場合は、超える部分に限る)	を上限)(限度額 1,500 万円) (2) 設置経費の 1/3(1t あたり 20 万円を上限)(限度額 1,500 万円) (3) 設置経費の 1/2(1㎡あたり1万円を上限)(限度額 1,000 万円)
		2.工場等、研究開発施設又は特定業務施設(本社機能に関する施設で愛知県知事の認定を受けた事務所・研究所・研修所)を特定地域(工業地域・工業専用地域・工場適地)に立地すること	
		立地した施設が固定資産税の課税対象であって、以下のいずれかに該当すること (1)用地取得(工業地域を除く地域では既存の施設の取得を含む)の場合、土地・家屋・償却資産の投下固定資産額の合計が2億 4,000 万円(中堅・中小企業者は 6,000 万円。ただし、中堅・中小企業者が特定業務施設を立地した場合は 3,000 万円)以上 (2)用地の借受けの場合、家屋・償却資産の投下固定資産額の合計が1億 2,000 万円(中堅・中小企業者は 3,000 万円。ただし、中堅・中小企業者が特定業務施設を立地した場合は 1,500 万円)以上 (3)既存の事業所用地に増設した場合、家屋・償却資産の投下固定資産額が1億 2,000 万円(中堅・中小企業者は 3,000 万円。ただし、中堅・中小企業者が特定業務施設を立地した場合は 1,500 万円)以上	立地奨励金 (1)(2) 当該施設について納付された各年度の固定資産税、都市計画税相当額を3年度間(限度額なし) (1)家屋、償却資産の投下固定資産税額の 10%(限度額3億円、特定業務施設のみ) (3)当該施設について納付された各年度の固定資産税、都市計画税相当額を3年度間(限度額 単年度 5,000 万円)
		立地した施設が事業所税の課税対象となっていること	事業促進奨励金 当該施設について納付された事業所税相当額(資産割)を3年度間(限度額なし)
		立地奨励金の交付対象者であって、操業に伴い新規雇用常用従業員及び転入常用従業員を5人(中堅・中小企業者以外にあっては 20 人)以上雇用していること	雇用促進奨励金 (1)新規雇用常用従業員及び転入常用従業員×40 万円(限度額 4,000 万円) (2)転入児童数×10 万円(限度額 2,000 万円)
		立地奨励金の交付対象者であって、立地に伴い以下の施設を設置すること (1)太陽光発電施設(30kw 以上)を設置した場	環境推進奨励金 (1)設置経費の 1/3(1kw あたり 100 万円

		合 (2)雨水活用施設(貯水能力 100t以上)を設置した場合 (3)緑地(敷地面積の 10%以上の緑地)を整備した場合(ただし、工場立地法の義務付けがある場合は、超える部分に限る)	を上限)(限度額 1,500 万円) (2) 設置経費の 1/3(1t あたり 20 万円を上限)(限度額 1,500 万円) (3) 設置経費の 1/2(1㎡あたり1万円を上限)(限度額 1,000 万円)
		3.特定業務施設(本社機能に関する施設で愛知県知事の認定を受けた事務所・研究所・研修所)を地方活力向上地域(地域再生計画に記載された地域(業務拠点地区及び特定地域と重複する地域を除く。))に立地すること	
		立地した施設が固定資産税の課税対象であって、以下のいずれかに該当すること (1)用地取得(既存の施設の取得を含む)の場合、土地・家屋・償却資産の投下固定資産額の合計が2億4,000万円(中堅・中小企業者は3,000万円)以上 (2)用地の借受けの場合、家屋・償却資産の投下固定資産額の合計が1億2,000万円(中堅・中小企業者は1,500万円)以上 (3)既存の事業所用地に増設した場合、家屋・償却資産の投下固定資産額の合計が1億2,000万円(中堅・中小企業者は1,500万円)以上	立地奨励金 (1)(2) ①当該施設について納付された各年度の固定資産税、都市計画税相当額を3年度間(限度額なし) ②家屋、償却資産の投下固定資産額の10%(限度額3億円) (3)当該施設について納付された各年度の固定資産税、都市計画税相当額を3年度間(限度額 単年度 5,000 万円)
		立地した施設が事業所税の課税対象となっていること	事業促進奨励金 当該施設について納付された事業所税相当額(資産割)を3年度間(限度額なし)
		立地奨励金の交付対象者であって、操業に伴い新規雇用常用従業員及び転入常用従業員を5人(中堅・中小企業者以外にあっては20人)以上雇用していること	雇用促進奨励金 (1)新規雇用常用従業員及び転入常用従業員×40万円(限度額4,000万円) (2)転入児童数×10万円(限度額2,000万円)
		立地奨励金の交付対象者であって、立地に伴い以下の施設を設置すること (1)太陽光発電施設(30kw以上)を設置した場合 (2)雨水活用施設(貯水能力 100t以上)を設置した場合 (3)緑地(敷地面積の 10%以上の緑地)を整備した場合(ただし、工場立地法の義務付けがあ	環境推進奨励金 (1)設置経費の 1/3(1kw あたり 100 万円を上限)(限度額 1,500 万円) (2) 設置経費の 1/3(1t あたり 20 万円を上限)(限度額 1,500 万円) (3) 設置経費の 1/2(1㎡あたり1万円を上限)(限度額 1,000 万円)

		る場合は、超える部分に限る)	
豊橋市再投資 促進奨励金交 付要綱	R7.4	20 年以上、市内に立地する工場等を有する企業で、次世代成長分野等に係る工場、研究所の新增設等を行うこと	
		大企業(中堅企業を除く)が、工場、研究所を指定地域に新增設すること(ただし、以下の要件を満たすこと) ・新增設部分に係る投資規模が 25 億円以上あること ・支援期間中、常用雇用者を 50 人以上維持すること	大規模再投資促進奨励金 ・固定資産取得費用(土地を除く)の 8% (うち県負担 4%) 相当額 ・限度額 3 億円(うち県負担 1.5 億円)
		中堅・中小企業が、工場、研究所を新增設等すること(ただし、以下の要件を満たすこと) ・投資規模が 1 億円以上又は(*)5 千万円以上あること ・支援期間中、常用雇用者を 25 人以上又は(*)20 人以上維持すること (*)豊橋市独自要件適用時	中堅企業再投資促進奨励金 中小企業再投資促進奨励金 ・固定資産取得費用(土地を除く)の 10% (うち県負担 5%) 相当額又は(*) 5% 相当額 ※但し、みなし大企業は大規模再投資促進奨励金の補助率を適用。 ・限度額 3 億円(うち県負担 1.5 億円)又は(*) 500 万円
豊橋市中小企業 21 世紀高度先端産業立地奨励金交付要綱	R7.4	中小企業が、高度先端技術に係る工場の新增設等を行うこと	
		中小企業が、高度先端技術に係る工場を新增設等すること(ただし、以下の要件を満たすこと) ・投資規模が 2 億円以上あること ・新規常用雇用者が 5 人以上あること	・固定資産取得費用(土地を除く)の 10% 又は 8% (うち県負担 5% 又は 4%) 相当額(ただし、既設の工場内の設備を一新等する場合は 5% 又は 4% (うち県負担 2.5% 又は 2%) 相当額) ・限度額 10 億円(うち県負担 5 億円)
豊橋市オフィス誘致補助金交付要綱	R6.5.1	・投資額の要件なし ・豊橋市内で新たにオフィス(管理・営業拠点等の一般的な事務業務及び企画・開発・研究・情報通信・士業等の専門的な業務のいずれか)を設置し、3 年以上オフィスでの業務を継続すること。 ・普通法人であること ・市内にオフィスを開設し「法人等の設立等異動申告書」を提出すること ・オフィス開設日前日において、市外に本社があること ・オフィス開設日以前に、市内に上記に該当する「法人等の設立等異動申告書」が提出された	(1)開設準備事業 オフィス改修費(建物付属設備工事費、修繕費等)・オフィス家具購入費(単価 10 万円未満)の経費の 1/2 (上限 100 万円) (2)管理運営事業 賃借料、共益費、駐車場賃借料の経費の 10/10 (上限 月額 15 万円、最大 6 か月) (3)雇用補助事業 新規雇用(市内居住)者及び異動(市外からの転入)者の給与の 10/10 (上限 1 人につき 40 万円、かつ、2 人まで)

		事業所を有していないこと ・オフィス開設 90 日以内に、1 名以上の常勤者を配置すること	※(1)～(3)は併用可
--	--	--	--------------